



# JSG ニュースレター

## COVID-19 予防対策に伴う 法務対応に関する最新情報

### 【連載第 6 回】大量解雇における 企業の注意事項

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾国内では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が続き、多くの産業に深刻な影響を及ぼしています。そこで、労働法令の理解・確認に努め、効果的な危機対策、労働紛争の防止に積極的に取り込む企業を支援するために、徳勤商務法律事務所は、「コロナ禍における労働法令に関してよくある企業からのご質問 10 個」を連載企画としてまとめました。第 6 回となる今回は「大量解雇における企業の注意事項」を解説いたします。

雇用労働者数および解雇労働者数がそれぞれ一定数に達し（例えば、労働者 30 人未満の会社が 60 日以内に 10 人を超える解雇をする場合、30 人以上 200 人未満の会社が 60 日以内にその雇用労働者数の 1/3 を超える解雇をする、または 1 日で 20 人を超える解雇をする場合等）、大量解雇労働者保護法（中国語：大量解雇勞工保護法）第 2 条に定められた「大量解雇」の要件を満たした場合、企業は解雇日の 60 日前までに、その解雇計画書を主管機関および労務に関する業務を行う各機関に通知するとともに、公告により開示する必要があります。計画書提出後 10 日以内に、労働者と協議し、労使双方間の共通認識を得たうえで、解雇の届

出、解雇手当の計算・支給等の手続を行わなければなりません。大量解雇に関する注意事項は、下記の通りです。

### 企業が労働者を大量解雇する際の注意事項

☆	解雇計画書の内容	<b>注意事項</b> <b>解雇計画書に記載すべき内容：</b> ①解雇理由 ②解雇対象部門 ③解雇期日 ④解雇人数 ⑤解雇対象者の選定基準 ⑥解雇手当の計算方法および転職指導プラン等	<b>ポイント</b> 作成内容および書式は、 <b>労働部が公表した《事業体の大量解雇計画書》</b> のテンプレートを参考のこと。
	通知義務	<b>注意事項</b> 事業体は、労働者を大量に解雇するにあたって、 <b>大量解雇労働保護法の所定人数を満たす日から遡って60日目にあたる日の「前日」</b> までに、解雇計画書を <b>主管機関</b> および <b>関連機関</b> または <b>人員</b> に通知し、 <b>公告</b> により開示すること。	<b>ポイント</b> 通知すべき順序は、次の通りである。 ① <b>主管機関</b> ②大量解雇に関わる部門に属する労働者の <b>所属労働組合</b> ③ <b>労使会議の労働者側の代表者</b> ④大量解雇に関わる部門に属する <b>労働者</b>
	労使協議	<b>注意事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>労使双方は、事業体が規定により<b>解雇計画書を提出した日から10日以内</b>に労使自治の精神に基づいて協議すること。</li> <li>労働部が公表した<b>《大量解雇計画書に関する自治協議会の議事録》</b>のテンプレートを参考のこと。</li> </ul>	<b>ポイント</b> <b>協議期間における労働者の労働権：</b> 解雇予告を受けた労働者が協議期間において他職に就いている場合でも、 <b>雇用主は、法により解雇手当または定年退職金を支払わなければならない</b> 、解雇予告を受けた労働者を協議期間に同意なく異動させたり、解雇してはならない。

☆	差別禁止	<b>注意事項</b> 労働者を大量解雇する際に、民族、言語、階級、思想、宗教、支持する政党、出身地、性別、容姿、心身障害、年齢および労働組合での担当職務を理由に労働者を解雇してはならない。	
	解雇手続	<b>注意事項</b> 労使双方による協議が成立してから、事業体は、その他の法令により解雇手続を行うこと。 <b>解雇の届出、解雇手当・年次有給休暇の未消化日数分の真金の計算・支給および非自発的退職証明書の発行等</b> が含まれる。	<b>ポイント</b> 労働者への <b>定年退職金、解雇手当または真金の未払いが大量解雇労働者保護法第12条の規定に掲げる事象に該当し、期間内に弁済するよう命じられても事業体が弁済しなかったときは、中央主管機関は、出入国管理機関に対して、その代表者および実際の責任者の出国禁止を通知して請求することができる。</b>

## 寄稿者紹介



陳彥勳 / Justin Y. Chen  
 中華民国弁護士/日本外国法事務弁護士  
 Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088  
 email: [justinchen@deloitte.com.tw](mailto:justinchen@deloitte.com.tw)

台湾大学法学部・政治学部卒、日本東北大学大学院、台湾大学管理学院 EMBA 修了。日本の外国法事務弁護士（台湾法）に登録。日系企業に対して M&A、投資、IPO、訴訟対応、会社法、労働法等幅広いリーガルサービスを提供。「Legal 500」の Dispute Resolution、税法、コーポレート・M&A 等あらゆる分野で高い評価を獲得。

Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)  
[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

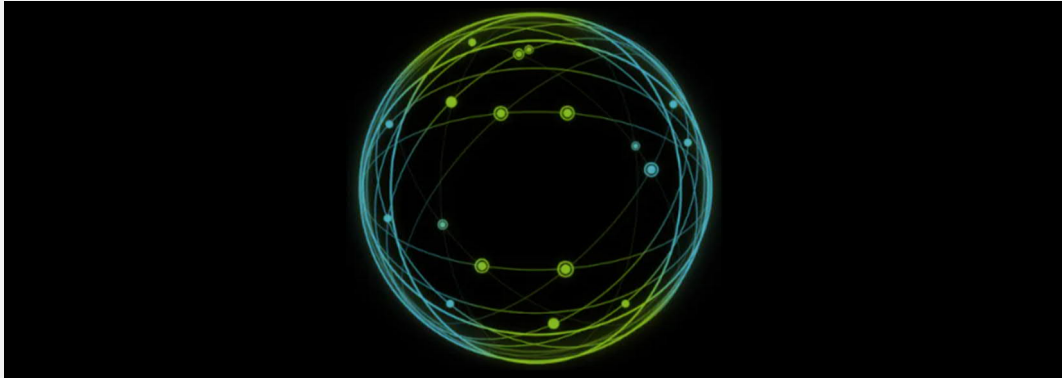


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### 防疫法律快遞

#### 【系列 6】大量解僱與企業應注意事項

今年新冠肺炎 ( Covid-19 ) 本土疫情逐步衝擊臺灣各產業領域，為協助企業積極了解與確認勞動法令，有效因應危機且預防紛爭，德勤商務法律團隊彙整規畫《疫情下企業常見的十項勞動法令問題》，今日推出【系列 6】大量解僱與企業應注意事項。後續將陸續提出其他勞動法令問題供企業參考。

如企業僱用勞工規模及解僱人數達到一定門檻(例如，勞工未滿 30 人之公司，60 日內解僱超過 10 人、30 人以上未滿 200 人之公司，於 60 日內解僱逾所僱用勞工人數三分之一或單日逾 20 人等)，構成大量解僱勞工保護法第 2 條所定「大量解僱」要件時，應在解僱日起 60 日前將解僱計畫書通知主管機關、及各勞工相關單位，並公告揭示。企業提出計畫書後 10 日內應與勞方進行協商，勞資雙方達成共識後，企業接續辦理資遣通報、計算與發放資遣費等程序。大量解僱之注意事項如下：



## 作者簡介



陳彥勳 / Justin Y. Chen  
中華民國律師/外國法事務辯護士(日本)  
Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088  
email: [justinchen@deloitte.com.tw](mailto:justinchen@deloitte.com.tw)

台灣大學法律系學士、政治系學士、日本東北大學碩士、台灣大學管理學院 EMBA。陳彥勳律師提供日台企業併購及投資、IPO、商業糾紛、公司法及勞動等之法律諮詢及爭議處理，具日本「外國法事務辯護士」資格。在 Legal 500 評比中，陳彥勳律師於 Dispute Resolution、Tax、Corporate and M&A 等項目中皆獲得高度肯定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“ Deloitte 聯盟” ) 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一實體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利